

中小企業被災資産復旧事業費補助金の申請受付を行います

▷申請先／問い合わせ先＝商工課(☎内線109)

東日本大震災津波により被害を受けた中小企業者の事業再開を支援し、経済基盤の復興および就業機会の確保を図るため、被害を受けた店舗、工場または事業所など、事業再開のために不可欠な被災資産を復旧する場合に要する経費に対する補助金の交付申請を受け付けます。

申請書類は、市役所商工課および大船渡商工会議所で配布します。

▷受付期間＝10月1日(火)～11月29日(金)
午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)

▷受付窓口＝市役所商工課

▷対象業種＝中小企業信用保険法に規定する業種のうち、市が認める業種

※医療業(療術業、歯科技工所は除く)、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、協同組合、学術・開発研究機関を除く

▷補助対象経費＝次の被災した事業用資産のうち、事業再開のために不可欠な資産の復旧に要する経費。ただし、他社に貸与することを目的とするものを除く。

- ・建物およびその附属設備(暖冷房、照明、通風、昇降機その他建物に附属する設備)
- ・構築物
- ・機械および装置(ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械装置を除く)

※店舗などと住宅が一体となっている場合は、店舗などに係る部分が対象となります。

▷補助要件

- ・復旧に要する経費が100万円以上であること
- ・事業拠点の主たる施設が滅失していること
- ・東日本大震災津波により被災した企業の復旧経費を対象とした、国・県・市が実施する他の補助金の交付を受けていないこと
- ・その他市の定める土地利用計画と整合していること

▷補助率＝ $\frac{1}{2}$ 以内

▷補助限度額＝2,000万円

▷対象期間＝補助金交付決定を受けた年度内に補助事業を完了し、事業を再開すること

▷雇用条件＝事業を再開した日の属する年度から起算して、3カ年経過した年度の終了する日までに、被災時の従事者数を回復すること

▷その他

- ・製造業、宿泊業以外の業種については、市独自の算定基準で補助金の額を算出する。
- ・平成23年3月11日以降に実施した事業にさかのぼって適用する。
- ・業種を変更した場合は補助対象とならない。



ありがとうございます ～ふるさと大船渡応援寄附～

▷問い合わせ先＝企画調整課政策調整係(☎内線214)

8月1日から8月31日までの間、全国各地から、178件2,605,000円の寄附をいただきました。大変ありがとうございました。

寄附をいただいた人のうち、本人の了解が得られた皆さんの氏名を掲載します。

【個人】(敬称略・50音順)

青島 栄 江口 洋 尾之上晃朗 工藤 広也
伊勢 大倫 大野 功二 葛城 由佳 坂野 哲也
伊藤 将寛 大橋 義之 金牧 城久 杉原 良孝
伊東 亮助 小木曾幸市 木山 芳松 滝澤 雄三

■ふるさと大船渡応援寄附とは

出身地や自分と関わりの深い地域である「ふるさと大船渡」のまちづくりに対して、寄附という形で応援していただくものです。

※住民税と所得税の納税額が減額される優遇措置があります。



ありがとう

(5) 広報大船渡お知らせ版 令和元年9月20日号(No. 1159)

▷問い合わせ＝市役所☎0192⑦3111

新しい国民健康保険被保険者証を送付します

▷問い合わせ先＝国保年金課国保係(☎内線143・144)

■10月1日からは、新しい保険証を使用してください

現在使用している国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は、9月30日までです。

新しい保険証は、9月末までに各世帯へ郵送します。10月1日から、医療機関で受診するときは、新しい保険証を提示してください。

有効期限を過ぎた保険証は、各世帯で破棄してください。

※特別な事情がなく国民健康保険税を1年以上滞納している世帯には、郵送による保険証の交付ができない場合があります。

※75歳以上の人の後期高齢者医療制度の保険証は、7月に郵送しています。

※就学のために市外に転出した人の保険証は、有効期限が令和2年3月31日となっていますので、今回は郵送しません。



農業者の皆さんへ～ゆとりある老後のために農業者年金に加入しましょう～

▷問い合わせ先＝農業委員会事務局(☎内線357)

▷加入要件＝次の全ての要件を満たす人

①国民年金第1号被保険者

②年間60日以上農業に従事する人

③60歳未満の人

※農地を持っていない農業者の配偶者・後継者などの家族従事者も加入できます。

■年金の特徴

①積立年金

確定拠出型なので、自分が積み立てた保険料と、その運用益によって年金額が決まります。加入者や受給者の人数に影響を受けず、安定しています。

②80歳までの保証付き終身年金

加入者が80歳になる前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から、80歳までに受け取る年金の

相当額が遺族に支給されます。

③税制上の優遇措置

所得の申告の際、支払った保険料は、全額、社会保険料控除の対象となり、受け取った年金は、公的年金控除の対象となります。

④保険料は変更可

保険料は、月額2万円から6万7千円の間で自分で決めることができ、経済状況や老後の生活設計に応じていつでも変更ができます。

⑤国からの補助

認定農業者など、一定の要件を満たす農業の担い手となる人は、保険料の補助(2割～5割)を受けることができます。

